



100項目の作業が現場に残るにも関わらず事務職標準数を1名に！

申6号運輸系統及び駅の業務執行体制の見直しに対する申し入れ団体交渉報告

地本は申6号運輸系統及び駅の業務執行体制の見直しに対する団体交渉を行いました。事務職が1名の提案に対してこれまで事務職社員が担ってきた業務について、施策実施以降誰が担うのか説明を求めました。

会社回答では乗務員勤務に関する輸送総合システム入力作業以外の業務についてこれまで通り各箇所で行うこととし、組合が要求として提出した105項目の内100項目についてこれまで通り現場で行うとした回答を示しました。

申7号緊急申し入れを提出！

団体交渉において、現状行っている事務業務の施策実施後の推移や、事務センターに集約して以降現在までの推移及び各種手続きを行う際の社員教育、乗務員勤務に関する輸送総合システム入力作業や各種報告書作成に関する課題が山積していることが明確となり、課題の解決がなされないままの施策実施は全ての関係社員に大きな負担となることから、地本は申7号として緊急申し入れを新潟支社に申し入れました。

■ 申7号 申し入れ項目 ■

1. 酒田運輸区の事務職の標準数を3とすること。
2. 長岡運輸区の事務職の標準数を3とすること。
3. 新津運輸区の事務職の標準数を4とすること。
4. 新潟運輸区の事務職の標準数を3とすること。
5. 新潟車両センターの事務職の標準数を3とすること。
6. 乗務員の変行路及び超勤入力は現行と同様に発生した運輸区で処理すること。
7. 回答は3月25日までにを行うこと。